

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧（広島市教育委員会）

令和7年4月時点

種 類	性別		妊娠 産休に入るまで 出産 1歳 2歳 3歳 小学校入学 中学校入学											
	男性	女性												
特別休暇		○	妊娠障害休暇 (14日以内)											
特別休暇		○	通勤緩和休暇 (勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内で1回30分とし1日2回)											
勤務制限		○	妊産婦が請求した場合の変形・時間外・休日労働・深夜業の禁止											
特別休暇		○	保健指導又は健康診査休暇 (妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)											
特別休暇		○	出産休暇 (出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産後8週間まで)											
特別休暇	○		出産補助休暇 配偶者の入院等の日から出産の日後1か月後までの間において3日以内、第2子以降は5日以内 ※ R12年3月31日までの特例 ①生後1か月以内に週休日、休日、年次有給休暇等を含み1週間以上連続して休む場合は7日以内、②第2子以降は7日以内											
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇 (出産予定日の8週間前の日から出産に係る子が1歳に達する日までで5日以内)											
特別休暇	○	○	育児時間休暇 (2年を超えない範囲内で1日2回1回45分)											
休 業	○	○	育児休業 子が生まれた日から3歳に達する日(誕生日の前日)までの間 ※ 1人の子につき原則2回まで(産後パパ育休(子の誕生の日から57日以内に開始し、かつ、終了する育児休業)をする場合は別途2回まで取得可能)											
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務 (19時間30分～23時間45分/週の4パターンの勤務から選択)											
部分休業	○	○	部分休業 (勤務の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲内)											
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の免除											
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務・深夜勤務の制限											
特別休暇	○	○	子の看護等休暇 (毎年度、対象となる子の人数に5日を超えた日数以内)											

お問い合わせ先：教職員課労務係 082-504-2829